

2023年3月30日

株 主 各 位

京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地

**日東精工株式会社**

代表取締役社長 COO 荒賀 誠

## 第117期 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第117期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第117期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告および連結計算書類の内容ならびに連結計算書類監査結果を報告いたしました。
  2. 第117期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、以下のとおりとなりました。

1. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 1,000,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 1,000,000,000円
2. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類  
金銭
  - (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金8円 総額297,462,488円
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年3月31日  
なお、昨年9月に1株につき8円の間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき16円となります。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(変更内容は、後記の「定款新旧対照表」をご参照ください。)

**第3号議案** 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり、材木正己、荒賀 誠、上嶋伸宏、山添重博、松本真一、浅井基樹、塩見 満、平尾一之および勝見九重の9氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案** 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、新たに森田真一郎氏が選任され、就任いたしました。

**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、四方浩人氏が選任されました。

**第6号議案** 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定並びに制度継続の件

本件は、原案どおり、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度について、業績連動の要素を追加し、拠出金額の上限を変更したうえで制度を継続することに承認可決されました。

以 上

本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役が次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役会長	CEO	材	木	正	己
代表取締役社長	COO	荒	賀		誠

以 上

~~~~~  
**第117期期末配当金のお支払いについて**

本総会の決議に基づき、第117期期末配当金（1株につき8円）を同封の「配当金領収証」によりお支払いいたしますので、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所、または郵便局において、払渡期間内（2023年3月31日から2023年4月28日まで）にお受け取りください。

なお、配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしますので、ご確認ください。

以 上

## 定款新旧対照表

(下線は変更部分であります。)

| 変 更 前                                                | 変 更 後                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (代表取締役および役付取締役)<br>第22条 (条文省略)<br>② (条文省略)<br>( 新設 ) | (代表取締役および役付取締役)<br>第22条 (変更前のおり)<br>② (変更前のおり)<br>③ <u>取締役会は、その決議によって、最高経営責任者 (CEO)、最高執行責任者 (COO)、最高財務責任者 (CFO) 各1名を定めることができる。</u> |

以 上